

議第2号議案

横浜市会特別委員会設置議決の一部改正

横浜市会特別委員会設置議決の一部を次のように改正する。

平成30年5月17日提出

市会運営委員会

委員長 酒 井 誠

横浜市会特別委員会設置議決の一部改正

横浜市会特別委員会設置議決（議決年月日 平成27年5月15日）の一部を次のように改正する。

大 都 市 行 財 政 制 度 特 別 委 員 会	大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。	17人	委員長 1人 副委員長 2人	議 会 閉 会 中 も 審 査 を 行 い 、 そ の 終 了 ま で 継 続 す る 。
基 地 対 策 特 別 委 員 会	米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。	17人	委員長 1人 副委員長 2人	
減 災 対 策 推 進 特 別 委 員 会	減災及び防災対策の推進に関すること。	17人	委員長 1人 副委員長 2人	
観 光 ・ 創 造 都 市 ・ 国 際 戦 略 特 別 委 員 会	M I C E の 推 進、 国 際 コ ン テ ナ 戦 略 港 湾 の 推 進、 国 際 戦 略 総 合 特 区 の 推 進、 文 化 ・ 芸 術 等 の 大 規 模 集 客 イ ベ ン ト の 開 催 に 関 す る こ と 。	18人	委員長 1人 副委員長 2人	
健 康 づ く り ・ ス ポ ー ツ 推 進 特 別 委 員 会	運動による介護予防等あらゆる世代の健康づくり及び大規模スポーツイベント開催やスポーツ関連施設の整備等スポーツの振興に関すること。	17人	委員長 1人 副委員長 2人	

大都市 行財政制度 特別委員会	大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。	14人	委員長 1人 副委員長 2人	議会閉会中も審査を行い、その終了まで継続する。
基地対策 特別委員会	米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。	14人	委員長 1人 副委員長 2人	
減災対策推進 特別委員会	減災及び防災対策の推進に関すること。	15人	委員長 1人 副委員長 2人	
新たな 都市活力推進 特別委員会	オープンイノベーション等による企業支援や誘致促進、グローバル都市の実現、文化芸術創造都市や観光・MICEの推進等に関すること。	14人	委員長 1人 副委員長 2人	
健康づくり・ スポーツ推進 特別委員会	運動による介護予防等あらゆる世代の健康づくり及び大規模スポーツイベント開催やスポーツ関連施設の整備等スポーツの振興に関すること。	14人	委員長 1人 副委員長 2人	
郊外部再生・ 活性化 特別委員会	都市の成長の基盤を支える魅力と活力ある郊外部のまちづくりに関すること。	15人	委員長 1人 副委員長 2人	

に改める。

提 案 理 由

観光・創造都市・国際戦略特別委員会を新たな都市活力推進特別委員会に改組し、大都市行財政制度特別委員会、基地対策特別委員会、減災対策推進特別委員会、健康づくり・スポーツ推進特別委員会の委員の定数を変更するとともに、新たに郊外再生・活性化特別委員会を設置するため、横浜市会特別委員会設置議決の一部を改正したいので提案する。

横浜市会特別委員会設置議決

〔上段 改正案〕
〔下段 現 行〕

委員会の名称	付 議 事 件	委員定数	委員長及び 副委員長	期 間
大 都 市 行財政制度 特別委員会	大都市制度の早期実現を図るとともに、 その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。	$\frac{14人}{17人}$	委員長 1人 副委員長 2人	議 会 閉 会 中 も 審 査 を 行 い 、 そ の 終 了 ま で 継 続 す る。
基 地 対 策 特別委員会	米軍施設の跡地利用及び早期全面返還 の促進等を図ること。	$\frac{14人}{17人}$	委員長 1人 副委員長 2人	
減災対策推進 特別委員会	減災及び防災対策の推進に関すること。	$\frac{15人}{17人}$	委員長 1人 副委員長 2人	
新 た な 観 光 ・ 都市活力推進 創造都市 ・ 国 際 戦 略 特別委員会 特別委員会	オープンイノベーション等による企業支 援や誘致促進、グローバル都市の実現、文 の推進、国際戦略総合特区の推進、文化・ 芸術創造都市や観光・MICEの推進等 芸術等の大規模集客イベントの開催に関す ること。	$\frac{14人}{18人}$	委員長 1人 副委員長 2人	
健康づくり・ スポーツ推進 特別委員会	運動による介護予防等あらゆる世代の 健康づくり及び大規模スポーツイベント 開催やスポーツ関連施設の整備等スポー ツの振興に関すること。	$\frac{14人}{17人}$	委員長 1人 副委員長 2人	
郊外部再生・ 活 性 化 特別委員会	都市の成長の基盤を支える魅力と活力あ る郊外部のまちづくりに関すること。	$\frac{15人}{17人}$	委員長 1人 副委員長 2人	

横浜市会委員会条例（抜粋）

（特別委員会の設置等）

第5条 特別委員会は、特定の事件を審査するため必要がある場合に市会の議決により設置する。

2 特別委員の定数は、市会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

**「議第2号議案 横浜市会特別委員会設置議決の一部改正」
の取り扱いに関する運営理事会協議結果**

項 目		協 議 結 果 (平成30年5月14日運営理事会)
1	議 案 発 送	5月17日 (木) の本会議席上配付
2	上 程 日	5月17日 (木) の本会議
3	提案理由説明	省略
4	委員会付託	会議規則第36条第3項 及び 市会運営委員会申し合わせ・ 確認事項により、委員会付託を省略、本会議で即決

(参考)

横浜市会会議規則 (抜粋)

第36条

- 3 委員会が提出した議案については、前2項の規定にかかわらず、委員会に付託しない。ただし、市会の議決により付託することができる。

市会運営委員会申し合わせ・確認事項 (抜粋)

本 会 議

5 議員提出議案について

- (1) 常任・運営委員会における発議 (請願・陳情に係るものを含む。) に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。